

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年11月6日

さいたま地方法務局不動産登記部門 登記官 関田 徹

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0300-2023-0041 号	さいたま市岩槻区大字笹久保字宮野1686番
第 0300-2023-0045 号	さいたま市岩槻区大字小溝字新田1279番
第 0300-2023-0086 号	さいたま市緑区大字中尾字中丸1749番
第 0300-2023-0087 号	さいたま市緑区大字中尾字中丸1989番
第 0300-2023-0088 号	さいたま市緑区大字中尾字中丸2061番1
第 0300-2023-0090 号	さいたま市緑区大字中尾字緑島2389番
第 0300-2023-0093 号	さいたま市緑区東浦和五丁目15番28